

別表（第4条、第6条、第11条関係） R7.4.1改正後

種 別	種 目	対 象 者	性 能	基 準 額	耐用年数
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）及び寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障がい者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする身体障がい者（身体障がい児の場合は2級を含む。）及び重度又は最重度の知的障がい者（児）（ただし、原則として3歳以上の者）及び寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を要する学齢児以上の者及び自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上で学齢以上の者及び寝たきりの状態にある難病患者等で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者	介助者が身体障がい者（児）及び難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）（ただし、原則として3歳以上の者）及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	介護者が身体障がい者（児）及び難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で原則3歳以上の者	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で原則学齢児以上の者及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者（児）（ただし、原則として3歳以上の者）で入浴に介助を必要とする者及び入浴に介助を必要とする難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者（児）又は介助者及び難病患者等が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）（ただし、原則として学齢児以上の者）及び常時介護を必要とする難病患者等	身体障がい者（児）及び難病患者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円	8年
	歩行補助つえ（T字状・棒状のつえ）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい3級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの	4,460円	4年
	歩行支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者及び下肢機能に障がいのある難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ・身体障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ・転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年

種 別	種 目	対 象 者	性 能	基 準 額	耐用年数
自立生活 支援用具	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者（児）。又は、重度又は最重度の知的障がい者（児）若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200円 イ 36,750円	3年
	特殊便器	上肢障がい2級以上の身体障がい者（児）及び重度又は最重度の知的障がい者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な学齢児以上の者及び上肢機能に障がいのある難病患者等	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び障がい者等を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
	火災警報器	障害等級2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）及び難病患者等であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
	自動消火器		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
	電磁調理器	視覚障がい2級以上の視覚障がい者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい2級以上の聴覚障がい者（児）で聴覚障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養 等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる者及び呼吸器機能に障がいのある難病患者等	障がい者等が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器（ネブライザー一体型を含む。）			56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車			17,000円	10年
	パルスオキシメーター（動脈血酸素飽和度測定器）	呼吸器機能障がい3級以上の身体障がい者（児）であって、在宅酸素療法又は人工呼吸器装着者及び医師により測定が必要とされた身体障がい者（児）及び人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの	157,500円	5年
	紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がん又は神経障害を発症するおそれがある者	紫外線がカットできるもの	年額 40,820円	—
	盲人用体温計（音声式）	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	盲人用体重計			18,000円	5年
	音声血圧計			10,000円	5年
	正弦波インバーター発電機	在宅で、呼吸機能障がい3級以上又は同程度の障がい有する者であって、人工呼吸器の装着が必要な者	ガソリン、ガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの	120,000円	10年
	ポータブル電源等（蓄電池）		蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの	65,000円	5年

種 別	種 目	対 象 者	性 能	基 準 額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障がいであって、発声・発語に著しい障がいをする身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障がい2級又は視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）	パソコンを使用するに当り、障がいの特性に応じて必要になる周辺機器やアプリケーションソフト ・上肢機能障がい者（児） インテリキー、ジョイスティック等 ・視覚障がい者（児） 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円	6年
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）。原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	29,000円	6年
	点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がいをする（原則として視覚障がい2級かつ聴覚障がい2級以上）身体障がい者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）。原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2) 携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円	7年 5年
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障がい者2級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が用意に使用し得るもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
	盲人用時計	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
	音声ICタグレコーダ	視覚障がい者2級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	59,800円	5年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいをするために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者（児）等が容易に使用できるもの	71,000円	5年

種 別	種 目	対 象 者	性 能	基 準 額	耐用年数
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化するもの	笛式 8,100円	4年
			電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 70,100円	5年
		喉頭摘出者のうち常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	埋込型用人工鼻 シャント発声を維持するために必要な器具で障がい者が容易に使用し得るもの（人工鼻を取り付けるシール、被膜材、接着剤及び剥離剤等の附属品を含む。）	月額 23,610円	—
情報・意思疎通支援用具	暗所視支援眼鏡	視覚障がい者（児）又は難病患者等（夜盲または視野狭窄の症状を呈する者）	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	395,000円	8年
	ファックス	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がい3級以上の聴覚障がい者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話によるコミュニケーション等が困難な聴覚障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者（児）等が容易に使用できるもの	71,000円	5年
	人工内耳用電池	人工内耳を装用している聴覚障がい者（児）	人工内耳体外器に使用可能な電池	ボタン電池 （月額）2,000円	
				充電式電池 17,600円	1年
	点字図書	主に、情報の入手を点字により行っている視覚障がい者（児）	市長が別に定める。		—

種 別	種 目	対 象 者	性 能	基 準 額	耐用年数
排泄管理 支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設をしている ぼうこう又は直腸機能障がい者（児） 及びぼうこう又は直腸機能に障がいの ある難病患者等	○消化器系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は 下部開放型でラテックス製又はプラス チックフィルム製の収納袋（皮膚保護 剤、袋を身体に密着させるもの及び消臭 潤滑剤等の附属品を含む。） ○尿路系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラ テックス製又はプラスチックフィルム製 の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの （皮膚保護剤、袋を身体に密着させるも の及び消臭潤滑剤等の附属品を含む。）	消化器系 月額 8,858円 尿路系 月額 11,639円	—
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装 具の使用が困難な者又は3歳以上の者 で高度の排便若しくは排尿機能障がい の者又は脳原性運動機能障がいかつ意 思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等 衛生用品	月額 12,000円	—
	収尿器	高度の排尿機能障がい者（児）	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止 装置をつけるもの。	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	1年
住宅改修 費	居宅生活動作補 助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以 前の非進行性の脳病変による運動機能 障がい（移動機能障がいに限る。）を 有する身体障がい者、学齢児以上の身 体障がい児であって障害等級3級以上 の者（ただし、特殊便器への取替えに ついては上肢障がい2級以上の者及び 下肢又は体幹機能に障がいのある難病 患者等	障がい者（児）の移動等を円滑にする用 具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	1回限り

（注）

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 人工内耳用音声信号処理装置の給付決定者については、給付を受けた音声信号処理装置について任意保険又は動産保険に加入することとする。